

定額減税がしきれないと見込まれる方に対する給付金(調整給付金)のお知らせ

現在、「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」として、令和6年分の所得税と令和6年度分個人住民税において定額減税が実施されています。この定額減税がしきれないと見込まれる方には、その差額分を「調整給付金」として支給します。

対象と見込まれる方には、「定額減税補足給付金(調整給付金)支給確認書」を8月中旬頃に送ります。

対象者

令和6年1月1日時点で笛吹市に住所があり、所得税と個人住民税の少なくとも一方が課税され、令和6年分**推計**所得税額※1または令和6年度分個人住民税所得割額が定額減税可能な額を下回ると見込まれる方
(ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方を除きます。)

所得税分

定額減税可能額
3万円×減税対象人数

>

令和6年分**推計**所得税額 ※1
(減税前)

住民税所得割分

定額減税可能額
1万円×減税対象人数

>

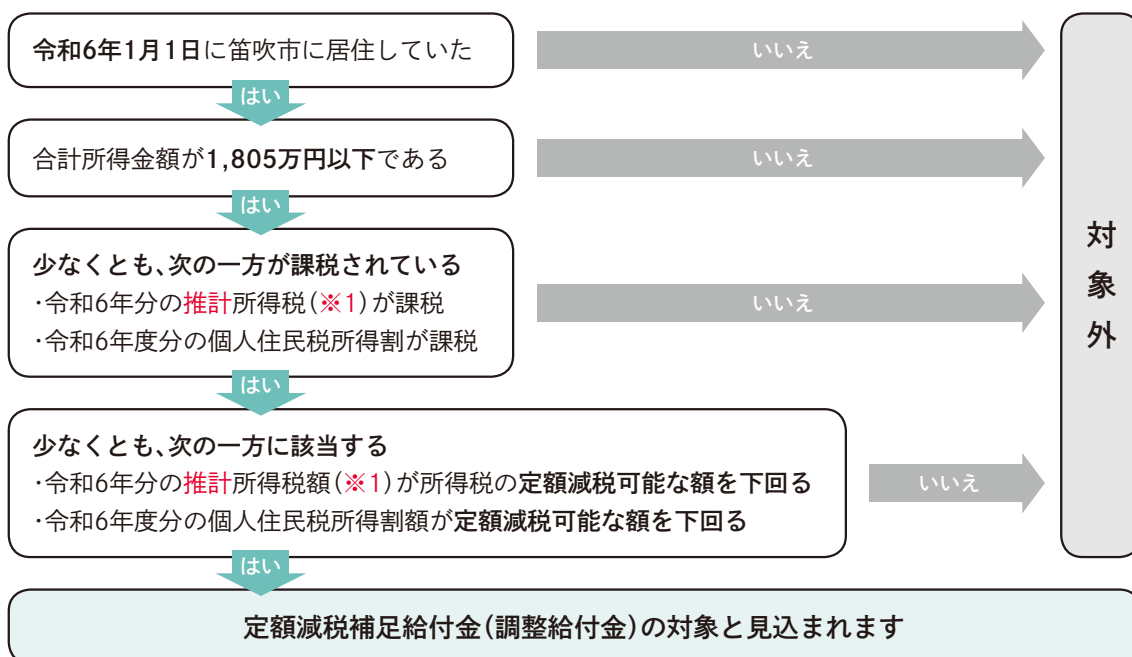
令和6年度分個人住民税所得割額
(減税前)

※1 国の通知に基づき、令和6年度個人住民税情報(令和5年分)をもとに、国が提供する「算定ツール」を用いて算出した**推計額**です。そのため、ご自身で行った令和5年分確定申告書や源泉徴収票等に記載の令和5年分所得税額と一致しない場合があります。特に、住宅ローン控除や寄附金控除などがある方などは、「算定ツール」の仕様上、実際の所得税額と一致しない場合があります。(関連:次ページの「支給額の算出式」も参照してください。)

※減税対象人数

納税義務者本人および配偶者を含めた扶養親族(16歳未満扶養親族含み、国外居住者を除く。)の数

※ 以下のフローチャートを参考にしてください。



支給額の算出式

所得税分と個人住民税分の減税しきれない額の合計を1万円単位に切り上げた額

①「所得税分控除不足額」の算出方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ 3\text{万円} \times \text{減税対象人数} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6年分推計所得税額※1} \\ \text{(減税前)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{① 所得税分 控除不足額} \\ \text{①} < 0 \text{ の場合は} 0 \\ \hline \end{array}$$

②「住民税分控除不足額」の算出方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ 1\text{万円} \times \text{減税対象人数} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6年度分個人住民税所得割額} \\ \text{(減税前)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{② 個人住民税所得割額分} \\ \text{控除不足額} \\ \text{②} < 0 \text{ の場合は} 0 \\ \hline \end{array}$$

$$\text{①} + \text{②} = \begin{array}{|c|} \hline \text{調整給付額} \\ \text{(1万円単位で切り上げ)} \\ \hline \end{array}$$

※令和6年分所得税額が確定したのち、調整給付額に不足があることが判明した場合には、当該不足額を令和7年度以降に追加で支給する予定です。なお、追加給付については、今後国から具体的な方針が示され、笛吹市の取り扱いが決まりましたら、市ホームページなどを通じて情報発信します。

申請の手続き

● 申請(確認書の返送)が必要です。

対象と見込まれる方に「定額減税補足給付金(調整給付金)支給確認書」を送付します。確認書の内容を確認し、必要事項を記入して、添付書類と一緒に返送してください。

● 返送期限 10月31日(木)【確認書は8月中旬頃 送付予定】

支給時期

市が確認書(不備がないもの)を受理した日から2～4週間後が目安です。

- 本給付事業は、国の「重点支援地方交付金」を活用しています。
- 本給付金の受給に当たっては、非課税所得及び差押え禁止等の取り扱いとなります。

- ❗ 給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。
- ❗ 市の職員をかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署が警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。



〈問合せ先〉

笛吹市給付金コールセンター(笛吹市 収税課)

☎055-267-8330

受付時間／平日9:30～16:30(土日祝を除く)